

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第四十二号

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

### 「第七章 共同生活介護

第一節 基本方針（第二百二十五条）

目次中 第二節 人員に関する基準（第二百二十六条・第二百二十七条）を「第七章

第三節 設備に関する基準（第二百二十八条）

第四節 運営に関する基準（第二百二十九条―第四百十二条）

「第四節

第五節

削除」に、「第四節 運営に関する基準（第九十九条―第二百一条）」を

第一

第二

第三

第四

運営に関する基準（第九十八条の二―第二百一条）

外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に

款 この節の趣旨及び基本方針（第二百一条の二・第二百一条の三）

款 人員に関する基準（第二百一条の四・第二百一条の五）

款 設備に関する基準（第二百一条の六）

款 運営に関する基準（第二百一条の七―第二百一条の十二）

関する基準

に、「第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百

「四・条・第百二十五条）」を「第十五章 削除」に改める。

第二条第三号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

第五条第二項中「肢体不自由者」の下に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を、「常時介護を要するもの」に改める。

第六条第一項中「者（以下この章）」の下に「、第二百一条の二及び第二百一条の十第二項」を加え、「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第八十一条第一項第二号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第一百一条第一項第二号中「第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第九十六条第一項」を「、第九十六条第一項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の下に「又は第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「第九十五条に規定する指定共同生活介護」を削り、「又は第九十五条に規定する指定共同生活援助」を「、第九十五条に規定する指定共同生活援助又は第二百一条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等が設置する当該指定に係る）」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助事業所」に改め、「同じ。）」の下に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第二項第二号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第三項第一号中「、

第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に、「第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「第二百二十五条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の下に、「第二百一条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第二百二条中「第七条」を「第五十三条」に改める。

第一百十条第二号中「第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第一百五条第一項中「及び第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第二百十条第三項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。  
第七章を次のように改める。

## 第七章 削除

第二百二十五条から第二百四十二条まで 削除

第二百五十八条の次に次の一条を加える。  
（利用者負担額に係る管理）

**第二百五十八条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第七十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。**

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第七十条の二第二項に規定する厚生労働大臣が

定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第百五十九条中「第二十一条、第二十三条」を「第二十一条」に、「第九十五条まで、第百三十二条」を「第九十五条まで」に改め、「第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第百七十一条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」のと、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「、第百三十二条第一項中「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)」が」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第百七十一条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」が」とを削る。

第百七十二条中「第二十一条、第二十三条」を「第二十一条」に、「第九十五条まで、第百三十二条」を「第九十五条まで」に、「及び第百四十八条」を「、第百四十八条及び第百五十八条の二」に改め、「第二十三条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス基準第百八十四条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」のと、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「、第百三十二条第一項中「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)」が」を「、第百五十八条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第百七十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」が」に改め、「同じ。)」が」の下に「と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第百七十条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」の」とあるのは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス基準第百八十四条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」の」を加える。

第百九十五条中「相談」の下に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第九十六条第一項第一号中「十」を「六」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この号及び附則第六条において「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

イ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数  
ウ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数  
エ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

第九十七条を次のように改める。

（管理者）

**第九十七条** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第九十八条を次のように改める。

**第九十八条** 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

2 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共

同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、次項から第六項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

一 入居定員を一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

10 共同生活住居の内装等については、木が安らぎを与える効用及び断熱性、調湿性等に優れた性質を有することに鑑み、木材の利用に配慮するものとする。

第十三章第四節中第九十九条の前に次の五条を加える。

（入退居）

**第九十八条の二** 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

**第九十八条の三** 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

**第九十八条の四** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する

法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

**第九十八条の五** 指定共同生活援助事業者は、第二百一条において読み替えて準用する第六十一条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

**第九十八条の六** サービス管理責任者は、第二百一条において準用する第六十一条に



規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第九十九条の見出しを「（介護及び家事等）」に改め、同条第三項中「による」の下に「介護又は」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第九十九条の次に次の二条を加える。

（社会生活上の便宜の供与等）

**第九十九条の二** 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

**第九十九条の三** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

### 三 入居定員

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

第二百条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第二百条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第二百条の次に次の三条を加える。

#### (支援体制の確保)

**第二百条の二** 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

#### (定員の遵守)

**第二百条の三** 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### (協力医療機関等)

**第二百条の四** 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第二百一条中「、第二百二十九条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条及び第三十九条から第四十一条まで」を「及び第五十八条の二」に、「第二百一条において準用する第三十七条」を「第九十九条の三」に、「第二百一条において準用する第三十一条第一項」を「第九十八条の四第一項」に、「第二百一条において準用する第三十一条第二項」を「第九十八条の四第二項」に、「第二百一条において準用する第四十一条第一項」を「第二百条の四第一項」に、「第三百十一条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第三百三十三条第一項及び第三百三十四条第一項中「第四十二条」とあるのは「第二百一条」と、第三百三十四条第一項第三号及び第三百三十六条第一項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」を、「第二百五十八条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第七十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第七十条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第十三章に次の一節を加える。

## 第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、

設備及び運営に関する基準

### 第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百一条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の十二において読み替えて準用する第六十一条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百一条の四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係

る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

**第二百一条の三** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

**第二百一条の四** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
- ア 利用者の数が三十以下 一以上
- イ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

**第二百一条の五** 第九十七条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第三款 設備に関する基準

**第二百一条の六** 第九十八条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第二百一条の七** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百一条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

**第二百一条の八** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

**第二百一条の九** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型

指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 入居定員
  - 四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
  - 五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
  - 六 入居に当たつての留意事項
  - 七 緊急時等における対応方法
  - 八 非常災害対策
  - 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十一 その他運営に関する重要事項
- (受託居宅介護サービス事業者への委託)

**第二百一条の十** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

**第二百一条の十一** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適

切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならぬ。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経歴等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(準用)

**第二百一条の十二** 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第九十八条の二、第九十九条の二から第九十九条の二まで及び第二百条の二から第二百条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第二項」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第五十六条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第

二百一条の十二」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第五十八条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第七十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用者指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「サービス利用者指定共同生活援助を受けている者を除く。」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第七十条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用者指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十九条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用者指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第十五章を次のように改める。

## 第十五章 削除

### 第二百四条及び第二百五条 削除

附則第三条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第六条第一項及び第二項中「第三百三十五条第四項」を「第九十九条第四項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第二条第四号」を「第一条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に改め、同条第三項中「第二百二十六条第一項第二号イからエまで」を「第九十六条第一項第二号イからエまで」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧条例」という。）第二百二十五条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧条例第二百四条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、この条例による改正後の奈良県指定障害福祉サ―



ビスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新条例」という。）  
（第百九十五条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。）

3 この条例の施行の際現に旧条例第百九十五条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新条例第百一条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第五項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新条例第百一条の四の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは、「十」とする。

5 附則第三項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新条例第百一条の十第四項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託  
居宅介護サービスの提供の」とする。